

三豊市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 (4例目)の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

- ・12月11日(日)に三豊市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(4例目)について、国の動物衛生研究部門*が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。
- ・また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1 概要

- (1) 12月11日(日)に三豊市の養鶏場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(4例目)について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高い病原性を有するとされる配列が確認されました。
- (2) これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。
- (3) また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

※国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：
国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2 その他

- (1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。